

2. 続けて手当を受ける場合に行うこと

児童の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

(現況届の提出が必要な方)

- ・住民基本台帳上で住所を把握できない、法人である未成年後見人の方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・その他、市区町村から提出の案内があった方

※現況届の提出が必要とされた方においては、提出がなされない場合には、手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

3. 以下の1～6に該当するときは、お住まいの市区町村に届出が必要です。

1. 児童を養育しなくなったことなどにより、**支給対象となる児童がいなくなったとき**
2. 受給者や配偶者、児童の**住所が変わったとき**(他の市区町村や海外への転出を含む)
3. 受給者や配偶者、児童の**氏名が変わったとき**
4. 一緒に児童を養育する**配偶者を有するに至ったとき**、または児童を養育していた**配偶者がいなくなったとき**
5. 受給者の**加入する年金が変わったとき**(受給者が公務員になったときを含む)
6. 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「**父母指定者**」の指定を受けるとき



制度の改正について

1. 所得制限を撤廃

これまで、こども2人と配偶者の年収が103万円以下の場合で、主たる生計者の年収が960万円以上のケースなどは受給に制限がありましたが、所得にかかわらず全額支給となりました。

2. 支給期間を高校生年代まで延長

これまでは中学生以下が支給対象でしたが、高校生年代※1も支給対象となりました。

3. 第3子以降の支給額を3万円に増額

こども3人以上の世帯が特に減少していることから、多子世帯※2にさらに手厚い支援を実施。多子加算の子の数え方※3も見直されました。

4. 支払回数を偶数月の年6回に増加

4か月分ずつ年3回から、2か月分ずつ偶数月年6回の支給に変更されたため、活用の計画が立てやすくなりました。

※1 18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで

※2 児童と18歳の誕生日以後最初の3月31日を経過した後22歳の誕生日以後最初の3月31日までの間にある子のうち、親等の経済的負担のある子の合計人数が3人以上いる世帯

※3 上の子について、高校生年代までをカウントという扱いを見直し、進学か否か、同居か別居にかかわらず親等の経済的負担がある場合は22歳年度末までカウント対象となりました。

児童手当制度や改正の詳しい内容について

詳しい内容については

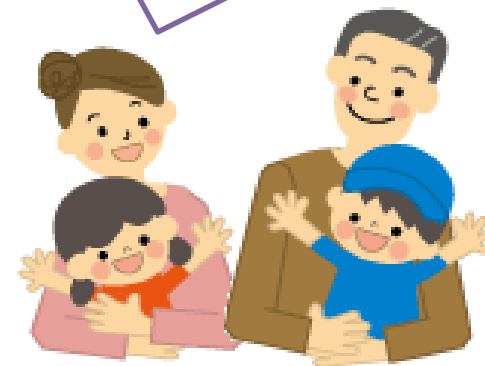
QRコードからどうぞ



もっと子育て応援! 児童手当

児童手当制度のご案内

児童手当は
住所地の市区町村に
申請してね!!



**令和6年10月より
制度が拡充されました!**

竹富町役場こども未来課

〒907-8503

沖縄県石垣市美崎町11番地1

TEL: 0980-87-0089

FAX: 0980-82-3745

こども家庭庁・都道府県・市区町村

～児童手当について～

1. 支給対象

高校生年代まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日までの)児童を養育している方

2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)
3歳未満	15,000円 (第3子以降は30,000円)
3歳以上 高校生年代まで	10,000円 (第3子以降は30,000円)

※「第3子以降」とは、児童及び児童の兄弟等のうち年齢が上の子から数えて3人目以降の子のことをいいます。

※「第3子以降」のカウント対象の年齢がこれまでの18歳年度末から22歳年度末まで延長されます。

※子供が3人以上いる場合に必ずしも「第3子以降」としてカウントされるわけではありません。

※児童の兄弟等については監護に相当する世話をし、その生計費を負担している必要があります。

3. 支給時期

原則として、毎年

2月、4月、6月、8月、10月、12月

を支給月としてそれぞれの前月分までの手当を支給します。

例) 6月支給日には、4～5月分の手当を支給します。



児童手当制度では、
以下のルールを適用します！

1. 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します(留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります)。
2. 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。
3. 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方(父母指定者)に支給します。
4. 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。
5. 児童が里親などに委託されている場合や施設に入所している場合は、原則として、その児童の里親などや施設の設置者に支給します。



手続の方法は…

1. はじめに行うこと

●認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、現住所の市区町村に「認定請求書」を提出すること(申請)が必要です(公務員の場合は勤務先に)。

市区町村の認定を受ければ、原則として、**申請した月の翌月分の手当から支給**します。
申請はお早めをお願いします。

※請求者名義の金融機関の口座番号がわかるものなど、必要に応じて添付書類を提出していただくことがあります。

※認定請求書には、請求者等の個人番号の記載が必要です。

申請は、出生や転入から15日以内に!

15日特例

児童手当等は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。

ただし、出生日や転入した日(異動日)が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

1. お子さんが生まれたとき

出生の日の翌日から15日以内に、
現住所の市区町村に申請が必要です!

※ 里帰り出産などで、母親が一時的に現住所を離れている場合も、現住所の市区町村への申請をお忘れなく!

2. 他の市区町村や海外から転入したとき

転入した日(転出予定日)の翌日から15日以内に転入先の市区町村へ申請が必要です!

公務員の場合

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。以下の場合、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

- 公務員になった場合
- 退職等により、公務員でなくなった場合
- 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

